

3月定例会

平成30年度予算など4件を可決・同意

地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について

厚木駅南地区における市街地再開発事業の事業化を促進するための改正です。

本条例には市内9カ所の地区計画が規定されていますが、10番目の地区として厚木駅南地区地区計画を追加し、あわせて所要の改正を行つもので、全員賛成で可決されました。

経済建設常任委員会での審査概要は次のとおりです。

問 厚木駅南地区再開発事業の現状と今後のまちづくりの効果について伺います。

答 現在、地元組織は準備組合という段階です。再開発組合の設立に向けて、個々の権利者に具体的な判断材料を提示して合意形成を進めています。事業に対する同意の状況については、鉄道事業者など28名の権利者の86%、面積では9割以上に相当する同意を得ています。

また、駅前交通広場などの公共施設の整備や地区の防災機能が強化されると考えています。

問 建築面積と敷地面積の最低限度が決められていますが、地権者などからどのような意見が出ているか伺います。

答 再開発事業となりますので、土地の高度利用を目的とすることが第一義的に考えており、準備組合の方々と協議

を経た上でということになっています。

行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正について

行政財産の目的外使用に係る使用料の基準となる評価額の算定方法、使用料の納入年度を明確に定めるためのもので、全員賛成で可決されました。総務常任委員会での審査概要是次のとおりです。

問 今回の条例改正の主な理由を伺います。

目的外使用料の基準となる不動産の評価額について、統一されていないものがあったため、それを海老名市財産規則で定める「財産台帳に登載されている土地又は建物の価格」と定義づけ、公正性を高めるものです。

問 第7条の行政財産の使用料算定の特例について、詳細を伺います。

答 目的外使用料の基準となる評価額は、取得時の価格がわかる場合は取得価格、不明な場合は取得時の時価相当額としています。

ただし、古くから市が所有している道路、水路、河川などの用地については、資産価値を1円としています。このような用地について、特例としてその近傍類似の土地の固定資産税評価額の7分の10をその用地の評価額とする規定

です。

介護保険条例の一部改正について

介護保険法の規定による平成30年度から32年度までの第7期介護保険事業計画期間に係る介護保険料の見直しなどを行つたものです。改正にあたり、多くの市民からサービスに対する意見を伺うとともに、介護保険運営協議会で保険料額について審議されました。文教社会常任委員会では賛成多数で可決されましたが、審査概要是次のとおりです。

問 第7期では、5120円と前期の基準額から730円の増額になっていますが、設定した基準額への考え方を伺います。また、近隣市の状況を伺います。

答 高齢者の増加に伴い、要介護認定者も増加するため、介護給付費の増大が見込まれることと、介護報酬のプラス改定、地域区分の変更により、介護保険料を増額せざるを得ない状況であるとご理解いただければと思います。基金を取り崩して増額幅を抑えることで、本市は県下市町村の中で7番目に安い金額になっています。

問 生活保護受給者や所得の低い世帯である第1・第2段階にとって、保険料の上昇は更なる生活の圧迫を懸念しますが、負担割合の改定は考えなかつたのでしょうか。

答 第1・第2段階の負担割合は、第6期介護保険事業計画を踏襲し、国による低所得者への保険料の補助と合わせることにより、同一の負担割合としております。

意見書を可決

定例会最終日に主要農作物種子法廃止に際し、日本の種子保全の施策を求める意見書が議員提案され、全員賛成により原案可決されました。

意見書では、戦後の日本の食と農を支えてきた米・麦・大豆などの主要農産物の種子の維持・開発のための優良な種子の生産・普及を進めてきた主要農作物種子法（昭和27年法律第131号。）が、2018年4月1日に廃止となることから、食料主権の観点から日本の種子を保全することを国に要望しました。